

## 平成 30 事務年度<sup>1</sup> 証券モニタリング基本方針

### はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長への貢献を果たすことである。

こうした中、証券モニタリング<sup>2</sup>の役割は、金融商品取引業者等<sup>3</sup>が市場における仲介者として、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した適切な業務運営を行うよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

証券監視委は、平成 29 年 1 月に公表した第 9 期中期活動方針において、リスクアセスメントを通じた効果的なモニタリング手法の確立を掲げ、金融庁関連部局と連携して取組みを進めてきている。

今般、平成 30 事務年度における、金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針及び主な検証事項を、「証券モニタリング基本方針」として取りまとめた。

### 1. 証券モニタリングの取組方針

#### (1) 金融商品取引業者等を巡る環境

世界経済は、引き続き緩やかに回復しているが、欧米においては、金融危機後に進められた異例の金融緩和措置の転換や堅調だった株価の急落といった変化の兆しも生じている。

国内の金融資本市場の動向をみると、株式市場については、株価は高い水準を維持しているものの、足元では上昇のペースが減速し、売買高の増加率も鈍化してきており、金利については、歴史的な低金利が継続している。

このため、金融商品取引業者においては、従来型の手数料収入に依存したビジネスモデルでは収益の確保が困難となってきている。一方、一部の投資者において、高収益の商品を求める動きがみられ、個人投資家に対し、十分なリスク説明

<sup>1</sup> 平成 30 事務年度は平成 30 年 7 月から平成 31 年 6 月までを指す。

<sup>2</sup> 本方針において証券モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの双方を包含している。また、オンサイト・モニタリングはオンサイトによる検査を指し、オフサイト・モニタリングは、オンサイトによる検査以外で証券監視委や各財務局等が金融商品取引業者等に対して行う報告徴取、ヒアリング、関係先等との意見交換を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

<sup>3</sup> 金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、信用格付業者等、証券モニタリングの対象となる全ての業態を指す。

が行われないまま高リスクの商品が販売され、その後問題となった事例や、高利回りを謳い、無登録で金融商品取引業を営む業者が投資者被害を引き起こしている事例も発生している。

他方で、サイバー攻撃は、引き続き金融商品取引業者の脅威となっており、昨年7月には、外国為替証拠金取引業者のウェブサイトに対するサイバー攻撃により、大規模な個人情報の漏洩事案が発生している。

## (2) 証券モニタリングの基本的な進め方

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約7,000社となっており、その規模、業務内容や取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在している。このため、証券モニタリングにおいては、限られた人員等の下で、金融商品取引業者等のリスク特性に応じた効率的・効果的なモニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

証券監視委では、全ての金融商品取引業者等を対象に、オフサイト・モニタリングにおいて金融庁関連部局等と連携して、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定する取組みを継続していく。

また、オンサイト・モニタリングにおいては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することにより、実効性のある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要と認められた場合には、検査終了通知書等に「留意すべき事項」として記載して、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととする。

## (3) 昨事務年度の取組み

昨事務年度は、各金融商品取引業者等のビジネスモデルの変化に着目したオフサイト・モニタリングを実施し、想定される問題を検証テーマとして絞り込み、更に詳細な実態を把握する必要がある場合にはオンサイト・モニタリングを実施して実態を検証してきた。

その結果、証券会社については、新たな商品を取り扱うにあたっては事前に商品のリスク特性等を十分検証し、適切な勧誘販売態勢を構築した上で販売することが求められるところ、リスクが顕在化してはじめて事前審査等が不十分で不適切な勧誘販売が行われていたことが判明した事案や、基本的な法令遵守態勢に問題がある事案が認められた。

投資運用業者については、大手投資運用業者を中心に顧客本位の業務運営への取組み、利益相反管理態勢及びファンド組入れ資産の流動性管理の有効性等について検証してきた。

一方、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者については、多数の対象業者の中から、取扱商品のリスク分析や外部から寄せられた情報等の分析により高リスクの業者を抽出し、必要に応じてオンサイト・モニタリングを実施してきた。この結果、ウェブサイト上で虚偽の表示や誤解を生ぜしめるべき表示を行っていたなど投資者保護上問題がある事案が認められた。

さらに、無登録で投資助言やファンドの取得勧誘を行い、一般投資者に多額の被害を与えていた事案について、裁判所への禁止命令等の発出を求める申立てを行った。

#### (4) 今事務年度の取組方針

金融商品取引業者等においては、国内の金融資本市場において従来の手数料収入に依存したビジネスモデルでは収益の確保が難しくなっている中、投資家の高収益商品への期待を反映して、海外の金融商品や高収益のファンドの取扱いなど、取扱商品を拡大する動きや、新たな業務への進出を図るなど、ビジネスモデルを変更する動きがみられている。

そのため、今事務年度は、上記の動きに着目したリスクアセスメントを行っていく。この中で、以下のような状況が把握され、更に詳細な実態を把握する必要がある場合等を中心に、今事務年度においては、積極的にオンサイト・モニタリングを実施して、深度ある検証を行っていく。

- ① 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
- ② リスクの所在が不明確な商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
- ③ オフサイト・モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況（検査未実施期間が長期化している場合を含む）
- ④ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況

また、無登録で金融商品取引業を行っている業者に関する情報を積極的に収集・分析し、関係機関と連携して調査を行い、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てを行うなどして、投資者被害の拡大防止に取り組んでいく。

## 2. 業態横断的なテーマ別モニタリング事項

証券モニタリングでは、金融行政方針を踏まえつつ、業態横断的なテーマ別モニタリング事項として、以下の項目について金融庁関連部署と連携して検証を行う。

- ① マネー・ローンダリング対策（AML）、テロ資金供与対策（CFT）への取組状況
- ② サイバーセキュリティ対策の十分性
- ③ 顧客本位の業務運営を実現するための施策の実施状況
- ④ 高速取引注文に係る売買審査の高度化の取組状況

上記のほか、金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化等に応じて機動的にその他のテーマ別の検証に取り組んでいく。

## 3. 規模・業態別の主な検証事項

金融商品取引業者等の規模や業務内容等に応じて、金融行政方針を踏まえつつ、主に以下の事項について検証を行っていく。

### （1）大手証券会社グループ<sup>4</sup>

大手証券会社グループについては、グローバルな業務展開を支えるガバナンス・リスク管理態勢の整備状況に加え、持続可能なビジネスモデルの確立に向けた取組みについて、継続的にモニタリングを行う。また、営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、オンサイト・モニタリングを実施する。

また、3メガバンクグループの証券会社に対しては、銀証連携による顧客基盤の拡大を進めていることを踏まえ、上記に加え利益相反管理態勢等についても検証を行う。

### （2）外国証券会社

外国証券会社については、国際金融規制が与える日本拠点のビジネスモデルへの影響やリスク管理態勢の変化について継続的にモニタリングを行う。また、内部管理業務について、グループ戦略の一環として、海外委託の動きが進む中、我が国の法令に的確に対応した内部管理態勢が確保されているか検証する。

また、低金利環境が長期間継続する中で、我が国金融機関等向けに販売する商品の動向や当該商品のリスクについて検証する。

<sup>4</sup> 大手証券会社グループ：グローバルに活動する国内証券会社

(3) インターネット系証券会社

インターネット系証券会社については、システム障害発生の未然防止に向けた取組みや障害発生の際の速やかな復旧や代替手段の稼働に向けた取組み状況について検証する。また、取扱商品の変化や、独立系フィナンシャルアドバイザー（IFA）や地域金融機関との提携による対面営業への進出・その拡大を踏まえた管理態勢の整備状況について検証する。

(4) 準大手証券・地域証券会社等

準大手証券会社、地域証券会社等については、顧客の高齢化や相続による顧客資金の流出が進展する中で、各社の取扱商品、収益構造等の変化に伴う業務運営態勢の整備状況等を検証する。また、経営体制や主要株主が変更された証券会社等については、その変更がビジネスモデルに与える影響等について検証する。

(5) 外国為替証拠金取引業者

外国為替証拠金取引業者（以下「FX業者」という。）については、為替相場変動時における投資者保護上の措置が十分に講じられているかについて検証を行う。また、ストレステストを通じた自己資本の拡充及び取引データの報告制度の充実等に向けた準備状況等、FX業者自身の決済リスク管理態勢について検証を行う。

(6) 投資運用業者

投資運用業者については、大手投資運用業者を中心に、ガバナンスの機能発揮状況、運用管理態勢等について、運用力向上の観点も含めて検証するほか、私募リート業者及び個人や年金基金の顧客の割合が多い一任業者の業務運営態勢についても、利益相反管理や流動性リスク管理等の面から検証を行う。

(7) 投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、顧客に誤解を生じさせる広告を行っていないか、虚偽の説明による勧誘を行っていないか等について検証を行う。

(8) 第二種金融商品取引業者・適格機関投資家等特例業務届出者

ソーシャルレンディング業者を含む第二種金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者については、高利回りを謳うファンドや出資対象事業の実在性等に着目したモニタリングや、投資者等から寄せられた情報の分析を

通じて、高リスクと考えられる業者に対しては速やかにオンサイト・モニタリングを実施していく。

(9) その他の証券モニタリング対象先

登録金融機関、信用格付業者、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえたリスクベースでの証券モニタリングを実施する。

(10) 無登録業者

無登録業者による投資者被害を防止するため、監督局、各財務局等及び捜査当局等との連携を強化し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、必要に応じて無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。

#### 4. 関係機関との連携

証券監視委と各財務局等は、引き続き、オンサイト・モニタリングの計画策定から緊密に連携していく。複数の財務局等にまたがる事案が発生した場合、情報の集約・共有、モニタリング手法の検討等、証券監視委の指導・調整機能を充実させていく。

また、証券監視委と自主規制機関等の関係機関の間では、情報交換をタイムリーに行うなど、引き続き緊密に連携し、情報や問題意識を随時共有することで、証券モニタリングを効率的に進め、市場の公正性・透明性の確保を図っていく。

#### 5. モニタリング結果の情報発信・その他の取組み

証券モニタリングを通じて把握した問題点あるいは他に模範となりうる取組み（ベストプラクティス）等については、必要に応じて金融庁関連部署と連携して、金融商品取引業者等に対してフィードバックを行い、改善に向けた自主的な取組みを促す。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも的確に伝わるよう、「証券モニタリング概要・事例集」等により、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。